

## 都市 OS 利活用協議会会則（案）

（名称）

第1条 本会は都市 OS 利活用協議会（以下、「協議会」という。）と称する。当面は、特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会内の協議会とする

（目的）

第2条 協議会は、以下を当面の目的とする。

- (1) 都市 OS がもたらす市民・企業・行政それぞれのメリットの明確化
- (2) 地方自治体のスマートシティ推進における、都市 OS 等の ICT の活用、およびデータの取得/利活用に関する課題と経験値の他の地方自治体との共有
- (3) 都市 OS を備えるスマートシティの構築や運営において、一般の地方自治体職員が知っておきたい知識の習得

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 全庁的デジタル人材育成の事例紹介
- (2) 都市 OS とスマートシティ全体像の理解促進
- (3) 分野間連携の事例紹介と促進
- (4) 都市間連携（都市相互接続・共同利用）及びアプリ再利用の促進と新アプリ共同運用によるコストシェアリング等の検討
- (5) 地方自治体が独自に策定する必要がある仕様（標準にないデータ形式など）を相互に開示・共通化し、都市間連携の基盤を強化
- (6) 住民参画とそれに伴う個人情報の取り扱いに関する事例研究（オプトイン等）
- (7) 都市 OS ビジネスモデル（費用負担の考え方）の検討
- (8) その他、都市 OS の機能・特徴の調査・研究
- (9) その他、協議会の目的に資する事業

（会員）

第4条 協議会は、会員をもって構成する。

- (1) 会員は、協議会の目的に賛同する地方自治体、民間企業・団体とする。

（役員）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、当面、特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会会長兼理事長とする。

（職務）

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は、当面、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会事務局長とする。

(補足)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、当面、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、2022年1月 日 から施行する。